

④合併特例

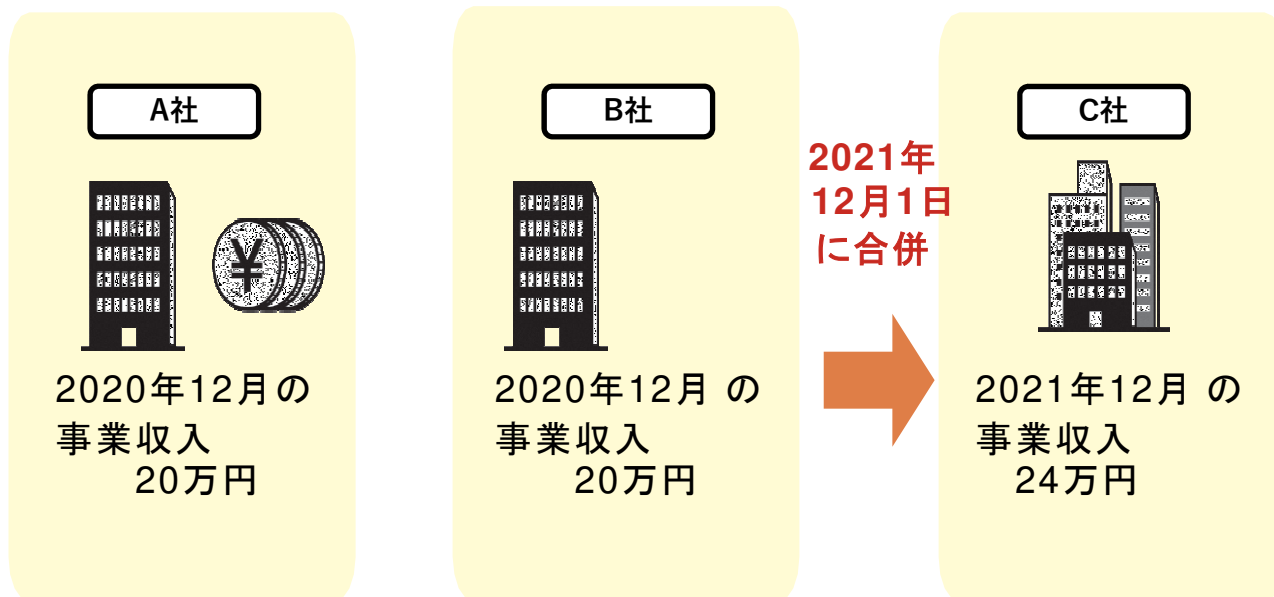
事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合

事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った場合、売上要件の対象月の事業収入が、売上要件の基準月の**合併前の各法人の事業収入を合算したもの**と比べて**20%以上減少**している場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

【追加の書類】

- ・ 基準月の売上を確認することのできる、合併前各事業者の確定申告書別表第一の写し及び法人事業概況説明書（表面・裏面）の写し
※上記以外の証拠書類については、合併後のもの
- ・ その他事務局が必要と認めるもの

例) 2021年12月にA社とB社が合併してC社となった場合



(基準月)

A社とB社の2020年の12月の事業収入の合計=20万円+20万円=40万円

(対象月) 合併後のC社の2021年の12月の事業収入:24万円

※A社とB社の2020年12月の事業収入の合計40万円に対してC社の2021年12月の事業収入が24万円であり、20%以上減少しているため給付対象となります。